
開 会

委員長　ただいまから平成15年5月定例教育委員会会議を開催させていただきます。

一足飛びに梅雨のような、初夏のような気温になりまして、いろいろ不順でございますけれども、先生方もお大事になさいますように。

どうぞきょうもよろしく願いたします。

議事録署名委員の選任

委員長　開会に当たりまして、本日の会議録の署名人を瀧田委員に願いたします。

議案の提出

委員長　それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、議案7件、報告等2件となっております。

議案第18号

委員長　早速ですが、初めに、議案第18号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞ、事務局からご説明ください。

こども課長　議案第18号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」でございます。

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により、松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおり、欠員が生じたためでございます。

次ページをお開きください。

委嘱者でございます。1号委員といたしまして山下善男様、同じく1号委員といたしまして松田素行様、次に、2号委員といたしまして鈴木正則様、同じく2号委員といたしまして

内田光男様でございます。

任期につきましては、記載のとおり前委員の残任期間となっております。

以上、4名の方でございます。よろしくお願いいたします。

次のページは、参考までに資料といたしまして名簿を添付させていただきました。

よろしくお願いいたします。

委員長　ご説明、お聞きのとおりでございます。

1号委員が教育関係、2号委員が児童福祉関係ですが、欠員が生じたというのは、前任者の身分がおかわりになったわけですね。それでほぼ抛職上の形で後を補足いただいたということでございます。

県立秋山高校校長の山下先生、それから、市立新松戸北中学校の松田先生でございます。

2号委員が、柏児童相談所長、鈴木様、それから、児童家庭担当部長、これは市長部局の内田光男部長ということでございます。

何かご質問はございますか。

あと、そこに一覧表がございまして、新という部分の4名の方でございます。

この会長、副会長は引き続きですね。

こども課長　はい、引き続きです。

委員長　それでは、採決してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長　原案どおりご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長　それでは、原案どおりということで決定させていただきます。

議案第19号

委員長　続きまして、議案第19号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

学務課長　議案第19号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則を別紙のよ

うに定める。

提案理由でございますが、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく国庫補助限度額の改定に伴い、市立小学校附属幼稚園に在園する園児の保護者のうち、生活保護等を受けている者の支払う入園料及び保育料について、第2子以降の減免額の限度を引き上げるものでございます。

その次の次の新旧を見ていただきたいと思います。ここで具体的に説明したいと思います。

保育料の減免のところ、第2条第2項「毎年6月1日現在において在園する園児の保護者に対し、次表に掲げる範囲内で保育料等を減免することができる」ということが書いてございますが、そのところで区分の方に生活保護に該当するご家庭、それと市民税もしくは住民税の所得割合が非課税となるご家庭のお子さんが該当するものでございます。それぞれ子どもさんがお1人の場合は2万円、それから、2人目のお子さんについては3万6,000円、3人目になりますと5万2,000円、そういうふうになっております。

今度の改定につきましては、右側の方ですが、1人目の2万円の額は変わらないのですが、2人目のお子さんのときは3万6,000円から1,000円上がりまして3万7,000円になります。それから、3人目のお子さんになりますと5万2,000円から5万3,000円ということになります。年間の保育料が7万2,000円でございますので、このご家庭に該当するお子さんがおりましたときにはお子さん1人の場合は2万円ですので5万2,000円負担していただくということになります。また、2番目のお子さんにつきましては今まで3万6,000円支払っていただいていたところが3万5,000円になるということ、3人目のお子さんにつきましては2万円だったのが1万9,000円になるということでございます。

以上でございます。

委員長 お聞きのとおりでございますが、何かご質問はありませんか。

もうちょっと具体的に伺いたいのですが、要するに1人7万2,000円なんですね。そうすると、1人入園していると5万2,000円、それから、2人子どもさんが入りますね、そうすると……。

学務課長 2人目のお子さんが、今度は3万7,000円引きまして、3万5,000円の保育料をいただくという形になります。

公立は中部幼稚園1園でございますが、1年保育ですので、お子さんが2人、3人入るというケースにつきましては双子のお子さん、あるいは三つ子のお子さんというケースが該当してきます。なかなかそういうケースはありませんで、平成13年度に1家族、そういったケ

ースがございます。

委員長 わかりました。1,000円ずつ減免額が上がったということで、その家庭にとってはプラスなわけですね。

何かよろしゅうございますか。

瀧田委員 減免額が上がってくるというのは、毎年なんでしょうか。

学務課長 国の要綱で決まってくるので、おとしでしたか、変わりましたけれども、毎年変わっているというわけでは……。

瀧田委員 わかりました、ありがとうございます。

委員長 ほかはよろしゅうございますか。

それでは、十分ご理解いただけたと思いますので、第19号につきまして採決させていただきます。

議案第19号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、ご異議ないものと認めまして、原案どおり決定させていただきます。

議案第20号

委員長 それでは、引き続いて議案第20号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

市立高校担当室長 議案第20号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、夏期及び冬期などの休業時に授業を行うことができるよう弾力的な運用を可能にするためです。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

改正前で、第27条第3項、下から3行目、「校長は、教育上必要があり、やむを得ない特別な事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる」。これにつきまして、改正後欄のとおり、「校長は、教育上必要があるとき、またはやむを得ない特別な事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる」と改めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 お聞きのとおりでございますが、どうぞ何かご質問がございましたら。

檜山委員 どう違うのですか。

市立高校担当室長 要するに基準を緩和するという意味合いなんですけれども、従来は、教育上必要があり、かつ特別な事由がある場合、この2つの条件が必要でしたが、これにつきまして、2つのうちいずれかの要件があれば、休業日に授業をすることができると改めるものでございます。

檜山委員 あらかじめ教育委員会の承認を得るということは同じなんですね。

市立高校担当室長 はい。

委員長 やむを得ないとはどういうことを想定しているのですか。

市立高校担当室長 県立高等学校管理規則の運用によりますと、「不測の事由により長期にわたり授業を行うことができなかつたため、年間授業数の確保が極めて困難になると認められる場合等をいう」ということです。

本部長 考えられることは災害ですとか、集団疾病とかというようなことです。

教育長 より積極的には、少しこのクラス、学年は学力が低下しているから、夏期講習、夏期補習授業をやる。

委員長 今、教育長がおっしゃったとおり、それも必要ですね。

本部長 それはやむを得ないときではないので、必要があるとき、ここに該当するだろうと思います。

委員長 なるほど、わかりました。

要するにさっきおっしゃった、夏休み、冬休みにもやれますよということですね。

本部長 規則の中に休業日とその前に定められておりますから、その期間にもできますよということですね。

委員長 それは結構なことであろうと思います。条件は……。

檜山委員 もっと単純に考えて、校長は教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得ると、その間の、やむを得ない特別の事由は要らないのではないかと……。

本部長 そうということだと思えます。結果的にはやる必要があるから、例えば長期にどうしても休まなくてはならなくても、教育上必要があるからやるので、それは本来は日本語とすれば要らないのでしょけれども、ただ、法文上それでいいかどうかということになりますと、また別の問題だろうと思えます。

教育長 旧規則ではできなかったことを今度はできますよということ、必要があるときとやむを得ない事情と両方条件を満たしていないと休業中ではできない。それをどっかで…
…。

根守委員 学級閉鎖とかインフルエンザで、そういうような場合に授業日数が足りなくなったというような場合も該当するのでしょうか。あと学校閉鎖。

本部長 基本的には学校単位にならないと、少なくともこれには該当していかないだろうというふうには思いますけれども、1クラスだけ長期に休むことは全然別な理由があったり……。

教育長 要するに学校休業日であって、教師の休業日ではない。

根守委員 弾力的な考えで、いいかと思います。

委員長 そうですね、こういう形にして、きめが細かくなってくるということだと思えます。わかりました。ありがとうございます。

それでは、第20号につきまして採決させていただきます。

原案どおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案どおり決定させていただきます。

議案第21号

委員長 それでは、続きまして、議案第21号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

市立高校担当室長 「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、教育公務員特例法の一部改正により、大学院修学休業について規定する条項が改正されたのに伴いまして文言の整理をするためであります。

改正後、改正前につきましては、次のページをごらんください。

大学院修学休業について規定しております第10条の3、そのうち教育公務員特例法第20条の3第1項とありますのを、教育公務員特例法第20条の5第1項と改めるものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

本部長 教育公務員特例法の方の条文が変わりましたので、その条文を引用しておりますので、そこを変えたということでございます。

委員長 要するに内容は全く変わってない。そういうことですね。

本部長 はい。

委員長 それでは、お聞きのとおりでございます。内容は全く変わってないということで、どんなものかなというのをお知りになりたい気もないではないかと思えますけれども。

市立高校担当室長 大学院修学休業につきましては、一種免許状、または特別免許状を有する者が専修免許状の取得を目的とする場合につきまして許可されるものであります。これにつきましては期間は3年以内、期間内には給与は無給で、休業中の退職手当につきましては2分の1が在職期間から除外されるものであります。

以上です。

委員長 わかりました。

そうすると大学院で再度自分で勉強したいという場合は相当自分でリスクを負わなければいけないわけですか。給料がストップされちゃう。

本部長 逆に申しますと、我々一般の公務員は大学院で再度学びたいときには、国家公務員は休業がありますけれども、我々は休業は病休以外はありませんので、そういう意味では優遇されている、何を基準にするかによって随分違ってくると思えますけれども。

委員長 志望者というのはそれほど出ないですか。実情はどうかのですか。

市立高校担当室長 市立高校では現在のところまだございませんが、全体的にもそう多くはないと思います。

学務課長 義務教育の方では、千葉県では給与を出しまして大学院に行かせるという制度がございます。2年ということで。それは希望したときに選考されるものですから、それにパスできないケースもあります。こちらのケースの場合は自分から進んで申し出てやるということですから、少し幅が広がったというふうに考えていいと思います。一番いいのは、そういう制度にパスしていただいて、そちらで勉強していただくのが一番生活等にもいいと思います。松戸市でもそちらの方に行っている方が、過去毎年2人ぐらいずつございます。

委員長 そうですか、2人ぐらいですか。

学務課長 平均すると毎年それくらいになると思います。

委員長 国としてはそれを奨励しているわけですから、もうちょっと県あたりが配慮して広げてくれるといいですね。教員の実習期間とか研修期間が短いということがやはりいる

いる問題でしょうから。そういう勉強し直すチャンスというのをできるだけ、殊に今は過渡期だから、すべきだと思います。

そうですか、一応そういう規則があって、なおかつということですね。

ほかにご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、議案第21号につきまして採決をさせていただきます。

原案どおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、ご異議ないものと認めまして、原案どおり決定させていただきます。

議案第22号

委員長 それでは、引き続きまして、議案第22号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

保健体育課長 議案第22号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、これは例年のことございまして、国家公務員の給与改定等を勘案した公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に準じ、同様の趣旨に基づきまして休業補償等の算定の基礎となる補償基礎額改定を図るとともに、扶養親族に係る補償基礎額の加算額を変更するためでございます。

今回の改正は、今申し上げましたが、補償基礎額改定と扶養親族に係る補償基礎額の加算額変更の2点でございます。

4ページに新旧対照表がございますので、見ていただければと思いますが、下線部が変更点でございます。

現行の真ん中あたり、第1号に該当する扶養親族、配偶者でございますが、534円を467円に、それから、その他の扶養親族については1人につき100円というのを、167円に増額でござ

ざいます。これが1点目。

次のページに補償基礎額表というのがございます。これは3条関係でございますが、上段が現行でございます、下段は改正案でございます。ほとんど減額になっておりますが、増額になっているところもございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

お聞きのとおりですが、何かご質問はございますか。

最初おっしゃった前項の規定による金額、第1号に該当する扶養親族についてという、これは減っているんですね。534円から467円、それから、下の扶養親族については100円から167円、こっちは上がっているわけでしょう。これはどういう影響があるのですか。

保健体育課長 これは国家公務員の給与改定等を勘案したものでございまして、国家公務員もご多分に漏れず、給与の方が上がっていきませんので、それに準じて補償等についても大きな部分については減額になってきておりまして、その他、増額になっている部分については、2号から5号下にございます、子どもとか孫、父母、祖父母、兄弟、重度心身障

害者、この2号から5号の間の中で、2人までは200円、3人以上いたら100円を167円になりますよということございまして、3人以上になるということは余り例がないのかなというところからこのようになったのではないかと推測されます。

委員長 今までもこういう改定がありますと大体値上げだったんですね。ところが、今回こういう……。

2号から5号については上がったということですね。

保健体育課長 2号から5号のうち3人目からは上がった。1人目、2人目については同額でございます。

委員長 こういう基礎額というのは具体的にはどのくらいになるのですか。ただ534円とか、467円ってわからないのですが。

保健体育課長 例えばでございますが、補償基礎額表というところを見ていただければと思います。例えば学校医さんが学校の健診のときにちょっとけがをされたというような場合、経験年数によって補償基礎額というのは違っております。10年以上15年未満の先生が学校でけがをされた場合、補償基礎額9,963円、それに配偶者の方が今回の改定で467円、お子さんが2人いたとして200円ずつ、400円、そうすると1万830円という補償基礎額ができるわけです。休業補償というのがございまして、またこれはほかの条文でございますけれども、休

業補償については100分の60を1日につき支給するということになっております。ですから、例えば10年以上15年未満で、配偶者とお子さん2人の場合ですと1万830円の60%で1日につき6,498円の休業補償がされるという制度でございます。もちろん負傷された場合には療養補償というのがございまして、そこら辺にかかった費用についてはすべてお出しするという制度でございます。

委員長 ありがとうございます。よくわかりました。

この補償基礎額表というのを見ても、これも、大体下がっているんですね。ただ、10年以上15年未満というところだけちょっと上がっているんですね。何かいろいろ配慮があるのでしようけれども。

檜山委員 この災害補償の対象例というのはどのくらいありますか。

保健体育課長 松戸市内ではこの制度ができてから1件もございません。千葉県内も県に問い合わせてみましたところ、今までに1件だけございまして、薬剤師さんが学校に水質検査で水を採取するときに階段で転んだという1件だけでございます。

委員長 今度中国でああいうはやっていますよね、お医者さんがそれをうつされちゃったら、これに入るのですか。

本部長 学校医として業務に携わっているときになれば、もちろんそうなると思います。

委員長 そうですか、余り例がない……。

これは最初のご説明にありましたように、国の方の規則が変わって、それに倣えというか、そういう形ですね。国家公務員の給与改定等勘案した公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に準じるということでございますから……。

それでは、第22号を採決させていただいてよろしゅうございますか。

原案どおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、決定させていただきます。

議案第23号

委員長 それでは、議案第23号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

スポーツ課長 「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」説明させていただきます。

提案理由としましては、松戸市スポーツ振興審議会委員の2年の任期満了に伴い、新委員を選出するものでございます。

お手元の資料の委員名簿につきまして、説明させていただきます。

体育協会の推薦団体からは引き続き倉田寛之氏をご推薦いただきました。松戸市医師会からは引き続き田村仁先生をご推薦いただきました。松戸市商工会議所からは再任で、引き続き加藤栄氏を推薦いただきました。青年会議所代表ということで、新任で、萩元美明氏の推薦がございました。小中体連の松戸支部長であります山口茂先生が引き続き再任の形になりました。さらに、レクリエーション協会からは再任で、藤原昌樹先生が推薦されました。体育指導員連絡協議会も引き続き望月英雄会長が推薦されました。さらに、家庭婦人スポーツ連盟からは理事長の宮崎和子氏、副理事長の斉藤幸江氏を推薦いただきました。それと市行政機関からということで、社会福祉担当部長の遠藤祐弘氏の推薦をいただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ご承知のとおり、その一覧表を拝見しますと、再任の方が6名、それから、新任の方が4名。

何かご質問ございますか。

檜山委員 単純な質問で申しわけありません。任命と委嘱というのはどう違うのですか。

スポーツ課長 私どもこのスポーツ振興審議会につきましては、条例の中で任命をすることにしておりまして、そういう言葉を使わせていただきました。

教育長 法定常設の審議会だから任命という言葉を使ったわけでしょう。

スポーツ課長 スポーツ振興法に基づいて、18条に、スポーツ振興審議会については必ず置かなければならないということになってございまして、したがって、任命ということで、体育指導委員の方につきましては、やはりスポーツ振興法に基づいているんですけども、必ず置かなくてもいいような文面に改正されましたので、委嘱という言葉を使っております。ただ、中身の意味合いについてはそう私ども実際現場では何も解釈を変えていることではございません。

委員長 あと、全体の推薦していただく団体が1つずつだけれども、女性のお2人は同じ

団体から選ばれていますね。そういうお人柄、適任者ということなのでしょうけれども、これはどうなんですか。

スポーツ課長 家庭婦人スポーツ連盟につきましては、10種目の団体がそれぞれ代表の理事を出して理事会を構成しております。今回の宮崎さんにつきましてはサッカーの家庭婦人の代表でございますし、斉藤幸江さんについては長年ソフトボールの代表として活躍なされた方でございます。

委員長 要するに幅の広い種目を抱えている団体なので、そういうことで多様なという、2人いてもということでしょうか。従来もお2人ずつ。

スポーツ課長 そうです。従来もそのような形の考え方の中で、女性のスポーツ団体の代表の人を選んで、この場合も理事長と副理事長という形できましたので。

委員長 非常に広い範囲を網羅しているということですね。

瀧田委員 お人については全然問題ないのですが、家庭婦人スポーツ連盟ということがなかなか理解しにくいものがありますよね。私も前からこういう呼称には抵抗があったのですが、今この段階で呼称云々ということにはできないと思いますけれども、そういう呼び方が適切かどうかというのは、もう1回、考えていただきたいなと、私も長い間携わっておりましたので……。

教育長 連盟の方で自発的に考えてもらいたいですね。

瀧田委員 そうですね、そういうことが可能なら。

教育長 同じ連盟から2名ということで、しかも女性は全委員中2人しかいない。いわゆる女性審議委員をふやすために配慮して、その名前が家庭婦人と。

本部長 ご推薦いただくときに、このお2人は、母体の方の名前で登録していただいた方がいいかもしれませんね。

瀧田委員 そうですね。私もそう思います。

本部長 今ありましたように、婦人サッカー何とかとか、ソフトボール何とかというようにした方がいいですね。推薦母体としては家庭婦人スポーツ連盟に推薦をお願いするのはいいと思います。その辺ちょっと、表をつくるときには了解をいただいて。

委員長 今、本部長がおっしゃったことがごもっともな気がするんだけど、そうすると、1つの団体の責任だけ背負っていればいいということなんではないでしょうか。これ連盟ということになると、自分のサッカーならサッカーだけの利害代表者ではなくて、10種目の代表者だということになりますよね。

本部長　もともとこれは1つの団体をどうこうするではなくて、広く松戸市のスポーツ振興のためにという方をご推薦いただいておりますので、団体代表者というふうには理解しておりません。推薦母体が例えば体協であったり、いわゆるスポーツ全般にいろいろな意味でかかわっている方をご推薦していただいておりますから、それは逆に、もしそういう心配があるのだったら、ご辞退いただくのが筋だろうというふうに思います。

委員長　そういう方を選ぼうという。

先生おっしゃったのは、要するに家庭という言い方がね。

瀧田委員　家庭婦人ということが非常に限定されたように一般的にはね。

本部長　主婦だとか、そういうような意味合いにとられがちですので、もともと余り使わなくなった、どちらかという死語に近いような。

スポーツ課長　スポーツ課としても、家庭婦人については、むしろ婦人ということで差別用語にもつながるといって格好で、家庭婦人連盟の中ではレディースだとか、単独のところについては名称変更しているのですけれども、私どもが変えるわけにはいきませんので、この連盟自体が自主的にご検討いただきたいというお願いを引き続きしてまいりたいと思います。

瀧田委員　素敵な名前が、松戸市でどこへ出してもみんなにぱっとわかるような名前がたくといいかなと期待しております。

檜山委員　こんなことを言っただけではいけないかもしれないけれども、もう一つだけ言わせていただきますが、これは非常に松戸市にとっては重要な審議会だと思います。ですから、全部肩書が学識経験者ということで、お一人お一人のご意見を慎重に扱うという集まりだと思います。トップにありますが倉田さんですが、ご承知のように非常に重要な役職にあって、なかなかこういう審議会には出てこれないのではないかとこの心配がありますが、現在までにそういう出席率に関していかがでしょう。

スポーツ課長　スポーツ振興審議会につきましてはおおむね年間3回の開催を予定しております。昨年度は3回開催の中で1回ご出席をいただいております。

瀧田委員　よろしいですか、私メンバーの1人でしたのであれですけれども、去年はちょっとご参加が少なかったのですが、それまでは随分、非常にいい、皆さん一人ひとりの意見が出やすいような感じの座長をしていただいたように私は感じておりました。

檜山委員　ちょっと心配だったので。

委員長　会長さんとか副会長とか会長代理とか、それは置いていらっしゃるのですか。

スポーツ課長　前年度まで倉田寛之さんが会長で、ほかの方が副会長という形でやってお

りました。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、議案第23号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」につきましては原案どおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、原案どおり決定させていただきます。

議案第24号

委員長 それでは、議案第24号でございます。最後になろうかと思いますが、「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

スポーツ課長 「松戸市教育功労者の表彰について」、説明させていただきます。

松戸市体育指導委員として、13期27年の間務めていただきました松丸茂さんを功労者として感謝状を贈呈するというごことでお諮りいたします。

松丸さんは、体育指導委員としての27年の間に、小金原地区の委員でございますが、小金原地区は運動会やスポーツ・レクリエーションの学校等、一番と言っていいくらい進んでいるところがございます。多大な貢献をなされた方で、体育指導委員の中におきましても副会長を務めておられます。

ご自身のご都合によりまして、今回体育指導委員をおやめになりましたので、感謝状を贈呈するものであります。

委員長 もうお聞きのとおりでございます。

この方は、どういう種目をなさっていたのですか。

スポーツ課長 陸上競技がご専門でございます。小金原地区で活躍しておられました。

委員長 まだお若いんですね。そんなお年ではない。でも随分27年間というのは、もう20代からですね。

スポーツ課長 はい。

委員長 何かご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、第24号を採決させていただきます。

原案どおりよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　それでは、ご異議がないものと認めまして、議案第24号は原案どおり決定させていただきます。

用意いたしました議案は以上でございます。

報告等

委員長　それでは、次は引き続いて報告に移らせていただきます。

まず、最初のご報告は「松戸市教育委員会ホームページのリニューアルについて」ということですが。

企画管理室長　ご報告させていただきます。

「教育委員会ホームページのリニューアルについて」でございまして、この件につきましては、千葉県緊急地域雇用創出特別基金事業の一環といたしまして、ホームページを従来までやっておりましたものをリニューアルしたものでございます。

従来から少しずつですけれども、手がけておりましたが、より充実するために、松戸の教育の資料編等を充実させていただきました。また、今回から松戸市教育委員会の会議録等も掲載させていただきたいというふうに考えております。教育関係のいろいろな手続的なものにつきましても若干充実させていただきたい、こういうふうに思っております。

いずれにしましても、全課がホームページを作成して、今後とも積極的な情報提供を図っていくことがねらいでございました。

また、積極的な公開を進めるに当たりましてですけれども、ただいま申し上げました内容等についての充実もさることながら、各課に情報担当とまでは申しませんけれども、ホームページ関係の担当者がおりますので、これらを組織化させていただきまして、より積極的な情報公開につなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

内容等につきましてはホームページを一、二度でも結構ですので皆さんに見ていただいて、何かご意見等いただければありがたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

委員長　基本的には大変結構なことだろうと思います。

何か先生方、ご要望とか、ご質問とかございませんか。

瀧田委員 よろしいでしょうか。生涯学習情報のところで、私は前に社会教育委員をしておりましたときに、いろいろな皆さんの意見とか、そういうことから、生涯学習プラザというのが文化ホールの中に立ち上がったと思います。少しずつ利用者もふえたり、情報もそこを中心に発信したりしているとは思いますが、人的なプラザ職員さんのことは少し何とか前進しましたか。

企画管理室長 担当は社会教育になるわけですがけれども、概要で私の知る限りのことを話させていただきたいと思います。

あそこにはアルバイトの方がたしか2人程度常時おいでになるかというふうに思っております。私どもといたしまして、3月の臨時教育委員会会議だったと思いますけれども、組織機構の関係をお話しさせていただいたと思います。その中で教育情報センターというものをこの4月から実は新たに上げさせていただいております。所長は兼務ですがけれども、総勢5人、所長が1人、指導主事が2人、そして事務的なものである程度情報管理に詳しい人間を2人配置しまして、総勢5人で4月1日に立ち上げたわけです。

この設置場所ですがけれども、恐らく6月ぐらいから工事が始まるのではなかろうかなというふうに思っておりますが、私どもの方としては文化ホール内に置かせていただきたいなということを今関係のところと協議している最中でございます。

当然、今おっしゃっていましたが社会教育課の方でやっております問題につきましても、現在の段階ではまだ別々のような形で進めさせていただいておりますけれども、将来はやはり生涯学習社会の構築のため、ましてや情報化というものを推進させるためには、それを一体としたような形の教育情報センター的な要素もさせたいと思っております。もうしばらくお待ちいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

瀧田委員 ありがとうございます。どうぞよろしく、一本化するとか、より大きくするとか、そういう形で充実したものにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 このリニューアルというのは、要するに教育情報センターのことですか。

企画管理室長 いや、それとは別で、今まで情報の箱が若干小さかった。それを少しでも情報が入るような形に整理をさせていただきまして、やはり事務局も含めて全課がホームページによって広報発信をしていこうではないか。また、情報を得ていこうではないかというふうな考え方でとりあえずは整理させていただいたということでして、情報センターができ

たからこれをやったということではございません。従来のものをより充実させたというふうに考えたらいいだろうと思います。将来的には情報センターとしてこういうところも管理をしていかなければならないという考え方です。

委員長 教育の専門のやつと、それから、事務局全般のと、一応二本立てでいくわけですか。

企画管理室長 はい。

教育長 3年前に立ち上げてはいたのですが、家でいうとバラックの展示建具だったのですが、いよいよ本格的にコンクリートにしましたので、枠組みはできています。あとは中身でございます。

委員長 各課に担当を置いてということだから、それはやはり半年おきとか、あるいは3カ月おきとかという形で情報をリニューアルしていくという、そういうシステムにしていくわけですね。

本部長 基本的には何カ月に一遍とかということではなくて、本来ならば、新しい情報が出たとき対応するのが本筋だろうと思いますけれども。

教育長 やったイベントがいつになっても消えてない。

委員長 多少スクラップ・アンド・ビルドしていくわけでしょう。

本部長 新しい情報を出すのができると思います。固定的なものは当然あるかと思いませんけれども、催し物情報ですとかいうものについては……。

委員長 それは当然していかないと。ただ、ある時期に一齐に変えるという習慣をしていかないと、踏ん切りがつかないと思うので。

教育長 それで、そういう点もありますので、編集委員会なるものを……。

委員長 それを置いて、定期的に。

教育長 つくったらどうかと考えています。ある程度関連の深い課のホームページ担当で、1カ月に1回の最低限、企画編集会議をしながら新しい企画を公開していく、どういう編集がいいかとかいうことと同時に、情報のメンテナンスがしっかり行われているか、同時にチェック機関にもなる。とんでもない情報が掲載されているということもないとは言えない。

委員長 わかりました。そういうシステムも同時につくっていくということですね、運営のシステム。

教育委員会会議録も出ていくということになりますと、ちょっと我々もしっかりしなくてはいかんだろうと思います。

檜山委員 この委員会の議事録はそのまま公開するのですか。

企画管理室長 はい。委員長の方から、会議のたびに、本日の会議録の署名人をとということで、1回ごとに署名人をお決めいただきまして、議事録を作成しておるわけです。教育委員会会議自体も公開が原則でございますけれども、でき上がった会議録につきましては本庁の方にございます行政資料センターに送付してございます。そういった中で、今までは紙ベースで情報が働いたということですが、それを電子的に変えたということです。別段これによってどうのという形にはならないのではなかろうかというふうに判断をさせていただいたところでございます。

委員長 今までもこれは閲覧は可能なんですよね。それに我々が、署名していますよね、ですから、一応我々の責任で取りまとめられたものであるということではありますね、基本的にね。

本部長 要するに、教育委員会議事録を今まで紙ベースで公開していたものを今度はホームページで公開したいということでございます。

委員長 やはり情報公開時代だから、それを心得てまいりたいと思います。

これはよろしゅうございますか、そういうことで。

また、こういう問題につきましては折々室長の方から報告してください。どんなふうに行き過程に入って、どうしたということ。

企画管理室長 わかりました。

委員長 それでは、2つ目のご報告ですが、「松戸市スポーツ振興マスタープランの策定について」です。

スポーツ課長 それでは、説明させていただきます。

さきの教育委員会会議におきましてもご説明させていただきましたが、スポーツ振興審議会を3月28日に行いまして、つけ加えたり、あるいはこういった部分で強調するとかということで、本日最終原案としてご報告させていただきたいというふうに思っております。

まず、前回説明をさせていただいた部分とここの中でさらに表現が変わっているところとか、あとつけ加えたところ、また、審議の過程で出た意見等々について概要を説明させていただきます。

まず、松戸市スポーツ振興マスタープランの副題につきまして、かなりインパクトの強い言葉を探しておったのですけれども、「豊かなスポーツ環境を目指して」という副題にいたしました。ただ、そこの中の「まつど」というところで、文部科学省が平成10年度に出した

スポーツマスタープランの中にも「だれでも、どこでも」、そして「いつまでも」という表現がございます。そういったスポーツ環境ですので、「まつど」ということでいきますと「まずやろう つづけてやろう どこでもやろう」ということで、副題にさせていただきました。このことについては過日のスポーツ振興審議会でもいいのではないかという評価を得ております。

続いて、スポーツ振興マスタープランの目次についてでございます。

目次については、さきに説明しましたように、第2章で現況と課題ということで、意識調査等々で現況を分析し、課題を抽出したということで、その5節に対応する3章で主要な施策、クラブ、組織について、施設について、指導者について、イベント・大会について、そして5節の民間、関係機関との連携についてということで施策を具体的にうたっております。

このことについては前回の素案の時点とそう差はないのですけれども、ただ、2ページ目から3ページ目、4ページ、5ページと意識調査等々で図示をいたしました。

それと15ページ、今後の取り組みというところをお開きいただきたいと思います。

計画の促進に向けてということで、計画の策定は、実施計画（5カ年計画）に盛り込んだ上で事業化をしていきます。そしてその計画の実現のための具体的な目標値を次のとおりとしますということで、大きく3つの柱立てをした中で、の「健康・生涯スポーツの振興を図る」ということでございますが、スポーツをする市民をふやします。そして最終年次にはその目標値を成人で週1回以上スポーツをする人の割合を65%にしますということでして、16ページをお開きいただきたいと思います。

15年度は第1次実施計画に入った年でございますが、今、松戸市は約40%弱の数値でございますが、第2次実施計画中に50%までもっていく。第3次実施計画中に55%、第4次実施計画中に60%、第5次で65%という目標値を設定させていただきました。

それと大きな柱立ての 番目、「競技スポーツの強化を図る」ということでございますが、国も大きく目標値を示しておりますので、私どももこのことについては相当議論をした中で、早い時期に国際級大会に出場する選手を年間10名以上とします。全国大会へ出場する選手を年間200名以上としますという目標値を設定いたしました。現在、おおむね平均して五、六名ぐらいが国際級大会へ出ておりますし、全国大会へは百二、三十名が出ております。そういったことで強化を図っていく。

それともう一つの でございますが、「学校スポーツ、地域スポーツの連携を図る」ということで、小中学生、高校生の地域スポーツクラブへの参加率をふやします。また、地域の

核となる地域スポーツクラブをふやします。そして総合型地域スポーツクラブの数を最終年次には行政区に1つ以上としますということで、松戸市は11行政区に分けておりますが、それぞれの行政区に総合型スポーツクラブを最終年次に1つ以上実現したいということです。

それと施策の実施については、評価を行いながら進めます。環境・エネルギーと同時に、障害者高齢者等に配慮したスポーツ環境の整備を行いますということで、このところで意見としましては、策定段階では、なかなかスポーツをしたくてもできない子育て中のご婦人とかの表現をどこかに入れ込んで欲しいとかいろいろな意見が出ました。マスタープランでございますので、実施計画レベルではそのところですので、障害者高齢者等ということにして、それとあとの解釈もお任せします。

16ページが、クラブ・組織、施設、指導者、イベント・大会の実施計画年次をグラフ化したものでございます。

ちなみに、15年度についてはクラブ・組織については、学校開放事業の切り口にモデル事業の検証を行うということと、施設につきましては、運動公園施設の屋根の一部改修をする。あるいは指導者については、指導者のネットワーク等の、組織のネットワーク化等で組織の検証を15年度行っていく。イベント・大会等については、インターハイの準備の組織を立ち上げるということでございます。

そして次に、資料編ということで、前回のときには一部まだできていなかったのですが、資料編もこのマスタープランと一緒につづった方がいいだろうという意見をいただきましたので、まず、一番目に総合型地域スポーツクラブのモデル事業ということでつけさせていただきます。これについては大木先生が担当していただきまして貴重な検討資料をいただきました。

次に、2番目のスポーツ情報提供とIT化ということでございますが、これについては西嶋先生の検討をいただきまして、貴重な資料としてということで、その中で、目標、基本方針とあと実施計画、第2次5カ年ではこういうことということで実施計画等を添付していただいております。

さらに、3番目の松戸市スポーツ施設の費用対効果調査でございますが、このことのつきましては、松戸市の運動公園施設等、特に松戸市の社会スポーツ施設全体について検証していただきました。ここの分析方法等については記載のとおりでございますが、この分析手法は、今、費用対効果調査では最新の調査プログラムでございます。

このことについては大木先生が担当していただきまして、分析結果として下に書いており

ますが、施設については住民1万人当たり1.02カ所、全国平均の5.2カ所に比べて施設については低水準であるけれども、年間の利用者は146万6,000人ということで推定されています。

スポーツ全体の社会的な便益というのは多大な便益効果を生み出しておりまして、全体で年間16億4,500万円の便益を計上できるということです。この便益には直接便益と間接便益とがございまして、間接便益については医療費低減効果とかということで後ほど出てくると思いますが、市内の公共施設全体の利用者の1人当たりが直接便益としては424円に相当するというところでございます。

特に松戸運動公園の便益についてでございますが、運動公園のスポーツ施設については延べ24万2,000人の利用がございまして、年間で5億164万3,000円の便益が計上できる。直接便益について、1人当たり1,196円ということになって、すごく施設の効果が大きいということでございます。

さらに、運動公園の費用、維持、建設運営管理費に対して便益効果はどののだということを出ておりまして、管理運営費に対して、便益効果は、今までも通年46年から平均しますと1.74対1ということではやはり投資効果が大きいということが出ておりますが、単年度に換算しますと特に3.69対1ということで効果が見てとれるということでございます。

さらに、運動公園の建てかえも含めた収支改善ケースということで、計画1、計画2、計画3という形で検証しておりますが、後ほどグラフにも出てくるのですけれども、建てかえを想定しても、まだ便益の方があり余るという結果でございます。その間接便益についての定義等はそこに書いてございます。

また、それぞれ貴重なデータをいただきましたので、今後施設の改修等、これらの検証結果を踏まえながら、具体的なアクションプラン等も含めて検証しながら施策の立案に努めてまいりたい、そのように考えております。

さらに、その次には市内の公共スポーツ施設一覧ということでつけ足しさせていただき、最後に、意識調査等の調査結果等をつけさせていただきまして、今回スポーツ振興マスタープランの原案としたいということで報告させていただきます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

私もざっと読ませていただきましたけれども、非常に綿密に、よく体系的にもいろいろな検討がされていると思います。

例えば第4章の今後の取り組みですが、どういうふう具体的にアクションプランという

のか、実行計画を立てていくか、そこら辺が一番問題ですよ。そのほかいろいろな分析は非常に細かくて、感心いたしました。

なかなかこういう費用対効果という問題が、お金の換算しにくい問題だから、でもそれなりに非常によく利用されていて、効果は上がっているのだということはここでよくわかりますね。

先生方、何かご質問はございますか。ご希望、ご要望等。

教育長 愚問を発するようで恐縮なんでしょうけども、これは報告事項ということで。

スポーツ課長 報告、はい。スポーツ振興審議会で全会一致を見て。

委員長 ここで承認する。

本部長 当初計画作成の段階で、最終的なあれはスポーツ審議会でということでございますので。

委員長 予算的にはやはり苦しいわけでしょう、相当。

スポーツ課長 一番出ましたのは、財源の確保についてどういうふうな形に今後なっていくのか。文部科学省のスポーツ政策としても、施設整備費等については補助金が全くないよという指摘がありました。特に選手強化についてはそれなりの財源があるのではないかと。松戸市はどういう具体的なということでありました。1つは、松戸市が進めるのは激励金制度等ございまして、全国大会に出るとか国際級大会に出るといったときに激励をしているとか、あるいは環境づくりについても今後、それと総合型スポーツクラブについて、スポーツ人口をふやすということであるけれども、都市部でなかなか総合型ということになると金の切れ目が施設の切れ目みたいなところがあるので、その辺のところについてはどうかということでございますが、今、t o t o資金が総合型クラブの立ち上げとかについて、運営資金と設備資金等について補助金額がございまして。現に千葉県の場合には総合型スポーツクラブを立ち上げているのですけれども、これについては運営資金をもらっておりますし、そういう意味では、財源の確保についてもそういう見通しがある程度はできてきているのかなというふうに思います。

それと今の費用対効果等を検証いたしまして、確実に施策を講じた場合にこの程度の効果が出るというようなことを具体的に検証させて、資源の再配分等を含めて施策をしていきたいというふうに考えております。

委員長 国際大会へ人を出すといっても、単なる奨励金ぐらいでは実際にはできませんよね。やはり施設とか、社会主義国家のナショナルアスリートではないけれども、相当養成の

機関とか指導者とか、ものすごくお金がかかるんですね、実際には。

ありがとうございました。いろいろ詳しく。

報告は以上ですか。

企画管理室長 以上でございます。

委員長 それでは、次回を決めましょうか。6月ということになるかと思えます。

企画管理室長 6月の定例会でございますけれども、6月につきましては市議会が開催されるような形になっております。これに伴いまして、できましたらば、通常の形と変更させていただきたいというふうに考えています。

そこで6月6日金曜日、午後2時から、こちらの5階会議室でいかがなものでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、確認させていただきます。

次回6月の教育委員会定例会議ですが、6月6日、これは金曜日になります。ちょっと変則ということで、午後2時から、当会議室でということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして平成15年5月定例教育委員会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時23分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員